

陸上交通様式第3 (日本産業規格A列4番)

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 周南市地域公共交通会議
住 所 周南市岐山通1丁目1番地
代 表 者 氏 名 高瀬 文三郎

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和3年9月24日付け国総地第34号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和4年4月1日
- 変更箇所
バス停の増設(14箇所)に伴い、路線不定期運行区間を区域運行に変更
【別紙のとおり】

①上須野河内西、②上須野河内東、③吉国南、④高代、⑤上市、⑥野鶴監視所、
⑦中魚切墓地入口、⑧中魚切東、⑨上魚切消防機庫、⑩大陽寺線西、
⑪大陽寺線東、⑫原自治会館、⑬寂光寺、⑭大迫南
- 変更理由
周南市八代地区内では、バス停から離れた集落が点在し交通不便地域も多く見られるため、バス停を14箇所増設および区域運行とするもの。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

運行系統概要一覧

令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画

申請者名 周南市地域公共交通会議

申請番号	運行事業者	系統名	運行系統(区域)	運行日	運行回数/日	運行キロ程又はサービス提供時間	・結節点(バス停・駅・港等) ・地域間幹線バス系統については平日運行回数	運行態様	備考
1	周南市	大道理・須々万線	大道理地区	月水金 (祝日、8/13~16、12/30~1/5運休)	5回/日	1.88時間	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・コアプラザかの線:大道理バス停)	区域運行	予約のあった便、区間のみ運行
2	周南市	八代・高水線	八代地区	R3.10.1~R4.3.31 月~土 (祝日、12/29~1/3運休)	3回/日 (木曜日2.5回/日)	8.9km (8.9km)	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・ゆめプラザ熊毛線:ゆめプラザ熊毛バス停)	路線定期	予約のあった便、区間のみ運行
				R4.4.1~R4.9.30 月~土 (祝日運休)	3回/日 (木曜日2.5回/日)	16.2km (16.2km)		路線不定期	
						8.9km (8.9km)	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・ゆめプラザ熊毛線:ゆめプラザ熊毛バス停)	路線定期	
						2.24時間		区域運行	予約のあった便、区間のみ運行

※1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

令和4年5月 日

（名称）周南市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

周南市 地域内フィーダー系統確保維持計画

（略）

17. 協議会の開催状況と主な議論

- 令和3年5月21日 第1回 周南市地域公共交通会議開催
- (1) 令和2年度事業報告（案）について
 - (2) 令和2年度歳入歳出決算（案）の監査報告について
 - (3) 令和3年度事業計画（案）及び当初予算（案）について
 - (4) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- 令和4年2月10日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議④】
自家用有償旅客運送の変更登録の申請について（八代地区内のバス停増設に伴うキロ程の延長及び八代・須々万線の運行開始）
- 令和4年5月24日 第1回周南市地域公共交通会議開催
（予定）
- (1) 令和3年度事業報告及び決算報告について
 - (2) 令和3年度監査報告について
 - (3) 役員選出について
 - (4) 令和4年度事業計画（案）及び当初予算（案）について
 - (5) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
 - (6) 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更届（案）について

（略）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
周南市	周南市	(1) 大道理・須々万線 (区域運行)		大道理 地区		往 km 復 km	143日	286回		区域	①	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・コアプラザ かの線:大道理バス停) 接続に適したダイヤ設定	③
	周南市	(2) R3.10.1~R4.3.31 八代・高水線	大迫	鶴いこ いの里	ゆめ プラザ 熊毛	往 25.1km 復 25.1km	145日	422.5回		路線定期 路線不定期	①	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・ゆめプラザ 熊毛線:ゆめプラザ熊毛、) 接続に適したダイヤ設定	③
		(2) R4.4.1~R4.9.30 八代・高水線				往 8.9km 復 8.9km	149日	435回		路線定期 区域	①	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・ゆめプラザ 熊毛線:ゆめプラザ熊毛、) 接続に適したダイヤ設定	③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

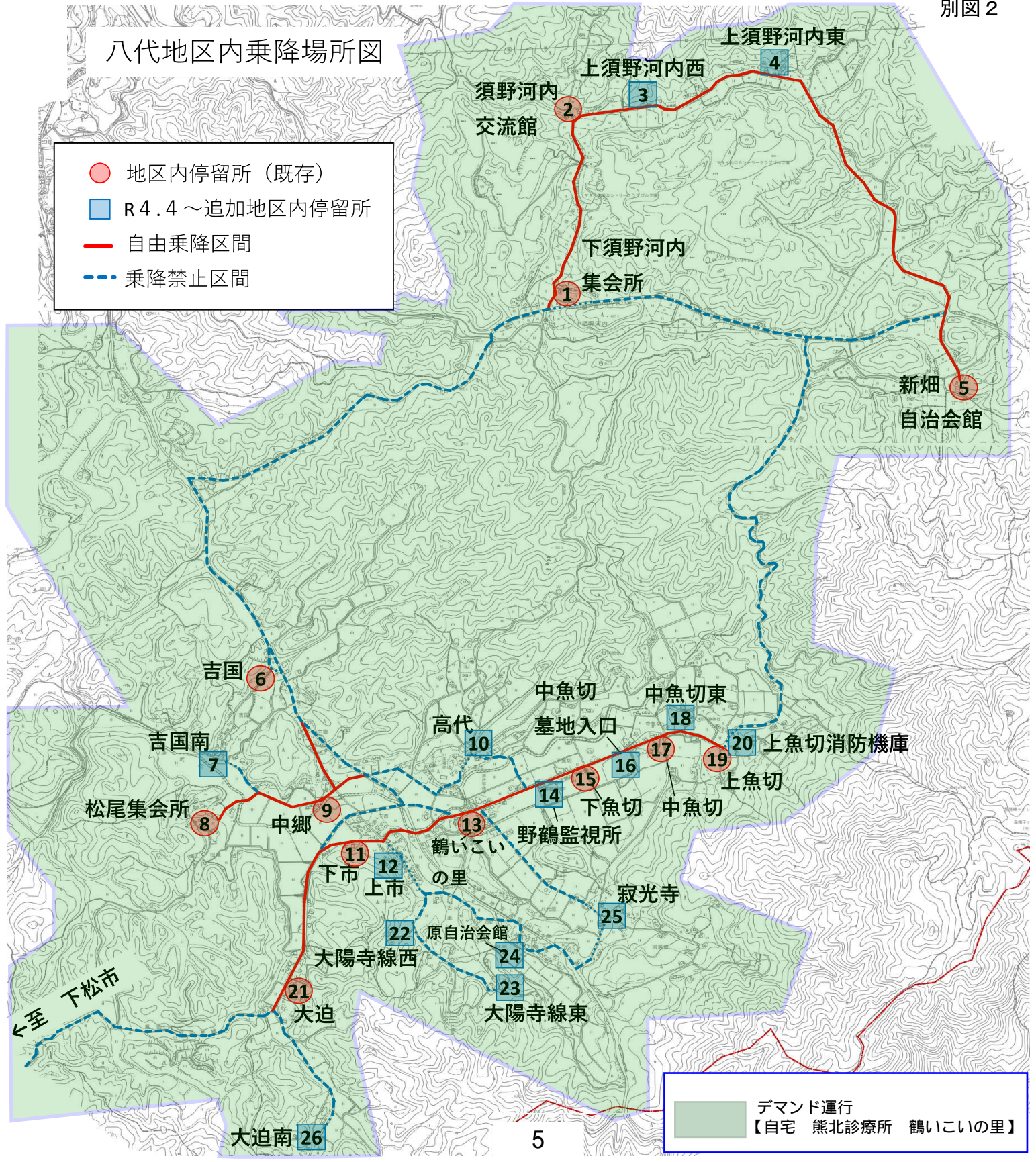
1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

区域運行（八代地区～高水地区、八代地区～須々万地区）

別図2

八代地区内乗降場所図

- 地区内停留所（既存）
- R4.4～追加地区内停留所
- 自由乗降区間
- - 乗降禁止区間



デマンド運行
【自宅 熊北診療所 鶴いこいの里】